

(4) 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																							
枚方津田高等学校	<p>府立学校では、管外出張及び宿泊を伴う管内出張（以下「管外出張等」という。）に係る旅費の支給に当たっては、事務職員が旅費の支給に関し必要な事項を人事給与福利厚生情報管理システムに入力の上、財務会計システムにより支出命令伺書を作成・決裁を得て、支出している。</p> <p>旅費については、概算払（その支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出すること）により支出することができ、システム上、管外出張等の旅費については概算払で支出を行うものとして設定されていることから精算の事務処理を行う必要がある。</p> <p>このため、出張日以降に管外出張等に係る旅費を支出する場合においても財務規則第47条の規定により、システム上も、30日以内に精算事務を行う必要がある。</p> <p>同校において、管外旅費に係る精算事務処理を確認したところ、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="477 890 1739 1171"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿高等学校バトミントン選手権大会引率（1名、1件）</td> <td>H24.11.16～18</td> <td>H24.11.27</td> <td>19,320円</td> <td>H25.1.17</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成25年度修学旅行下見（3名、3件）</td> <td>H25.3.2～4</td> <td>H25.4.2</td> <td>69,910円</td> <td>H25.5.7</td> </tr> <tr> <td>H25.3.2～4</td> <td>H25.4.2</td> <td>67,020円</td> <td>H25.5.7</td> </tr> <tr> <td>H25.3.2～4</td> <td>H25.4.2</td> <td>63,810円</td> <td>H25.5.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの要因・理由等について事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>担当者(起案者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅費の精算に係るルールは理解しており、出張する教職員に対しては、旅費を支給する際に旅行後に必ず宿泊先の領収書等、航空券の半券等を旅費担当者に提出して、精算処理を受けるように文書を渡して説明しているが、なかなか理解してもらえない状況があり、問題を感じていた。</li> <li>今回の事例は、いずれも出張者本人に何度も催促したが、意識が低く、ようやく書類の提出を受けて精算処理を行ったが期限を経過してしまった。</li> </ul> <p>決裁者</p> <p>精算処理を速やかに行うことについて認識が不足しており、起案されるものを待っているだけで、業務の進捗管理を怠っていた。</p> </div>	出張内容	旅行日	旅費支給日	旅費支給額	精算日	近畿高等学校バトミントン選手権大会引率（1名、1件）	H24.11.16～18	H24.11.27	19,320円	H25.1.17	平成25年度修学旅行下見（3名、3件）	H25.3.2～4	H25.4.2	69,910円	H25.5.7	H25.3.2～4	H25.4.2	67,020円	H25.5.7	H25.3.2～4	H25.4.2	63,810円	H25.5.7	<p>本件については、大阪府財務規則第47条に違反している。</p> <p>概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続については、全教職員が理解を深められたい。また、概算払を行った旅費については、リストを作成して精算事務の処理状況を定期的に確認すること、精算手続を行っていない出張者については事務職員だけでなく校長・教頭からも注意喚起を行うことなど、旅費の精算に係る事務処理の改善を図られたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】 （概算払の精算） 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>管外出張及び宿泊を伴う管内出張に係る旅費の支給に当たっては、出張者に対して、旅行完了後速やかに精算を行うよう指導し、旅費支給時に注意喚起の文書等を配付することとし、また、事務処理に当たっては、概算払を行った旅費についてのリストを作成し、精算事務処理が漏れることが無いよう改善を図る。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給日	旅費支給額	精算日																						
近畿高等学校バトミントン選手権大会引率（1名、1件）	H24.11.16～18	H24.11.27	19,320円	H25.1.17																						
平成25年度修学旅行下見（3名、3件）	H25.3.2～4	H25.4.2	69,910円	H25.5.7																						
	H25.3.2～4	H25.4.2	67,020円	H25.5.7																						
	H25.3.2～4	H25.4.2	63,810円	H25.5.7																						